

# オンライン資格確認を導入された医院様へ

設置工事が完了しましたら、以下 2 点のご確認をお願いいたします。

## ① ポータルサイトでの運用開始日の入力

システムの導入や運用開始の準備が完了したら、  
医療機関等向けポータルサイトでの運用開始日の入力をお願いします。



## オンライン資格確認 運用開始日入力フォーム

<https://shinsei.iryohokenjyoho-portalsite.jp/pc/enquete/start/>

※ 運用開始日の入力についての注意点

- ・マイナンバーカードを用いてオンライン資格確認ができる環境が整った後の最初の診療日を運用開始日として入力してください。
- ・入力には医療機関等向けポータルサイトへのログインが必要です。

運用開始日の入力に関するお問い合わせ先

オンライン資格確認コールセンター:0800-0804583(通話料無料)

アクセスはこちら▼



## ② レセプトをオンライン請求している医院様

算定条件を満たしていれば【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】の算定が可能です。

palette 上でも運用開始日の入力を行っていただく必要がございます。

メンテナンス業務>環境設定>ユーザー情報>診察料加算より算定開始日(運用開始日)を入力。

### 算定条件について

- ・オンライン請求を行っている
- ・オンライン資格確認を導入し、ポータルサイトにて運用開始日を登録している
- ・オンライン資格確認を導入していること、診療情報等を取得・活用して診療を行っていることを院内やホームページ等に掲示している
- ・厚労省が指定する様式に準じた 初診時における標準的な問診票を用いている

※ オンライン請求をしていない医院様は【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】の算定はできません。

また医院様の問診票に別紙様式 5 を参考にした項目がない場合も、

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】の算定はできません。

palette での入力・算定方法・問診票についてくわしくは下記のサイトをご覧ください。

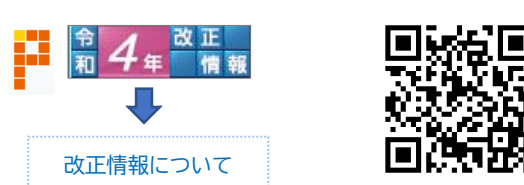
※palette メインメニュー右下のリンクまたは下記の QR コードからご覧いただけます。

palette 設定方法等についてはこちら▼



<https://guidance.mic.jp/24081/>  
バージョンアップ情報サイト

加算点数の算定方法や問診票等についてはこちら▼



[https://know-how.mic.jp/?p=4697#R0410\\_kihonn\\_sisu](https://know-how.mic.jp/?p=4697#R0410_kihonn_sisu)  
令和4年10月改正情報サイト